

## **第2章　復旧・復興への取組**

### **第8節　自動車検査・登録**

## 第8節 自動車検査・登録



被災地域の運輸支局では、手続等に関する電話相談・照会は想像を超える業務量となり、申請窓口は連日大混雑し、配置要員だけでは円滑な処理が困難な状況となった。

このため、管轄を超えた職員派遣による業務支援及び関係団体や行政書士会の協力のもと、業務の効率化と窓口混雑の緩和を図った。

年月日	東北運輸局の対応等
平成23年4月8日	宮城運輸支局の窓口混雑緩和のため、本省及び各運輸局からの業務支援を受入。 (平成23年9月まで合計575人日)
平成23年4月20日	被災自動車に関する『よくある相談集』をホームページに掲載。
平成23年4月28日	本局に特設電話相談窓口を開設し、ゴールデンウィーク期間中も自動車ユーザーからの相談に応じられる体制を整備。
平成23年5月2日 (公示:平成23年5月10日)	<u>被災地域に使用の本拠を有する車両の自動車検査証の有効期間を伸長。</u> (岩手県・宮城県・福島県の一部地域を対象に6月11日まで)
平成23年5月2日 (公示:平成23年5月10日)	<u>災害復旧車両の自動車検査証の有効期間を伸長。</u> (岩手県・宮城県・福島県の全域を対象に6月11日まで)
平成23年5月10日	自動車関係税制特例措置が講じられたため、自動車販売事業者・行政書士等を対象に説明会を実施し、手続の円滑な処理を促進。 (青森県、岩手県、宮城県、福島県で開催。)
平成23年6月1日	福島第一原発警戒区域からの持出車両に対する有効期間延長措置を開始。原子力災害現地対策本部の要請により、警戒区域直近の中継基地で持ち出された車両の自動車検査証の有効期間を確認。 (平成24年4月まで、合計46回実施)
平成23年6月14日	<u>被災自動車の永久抹消登録及び自動車重量税還付申請の出張受付を開始。</u> (青森県・岩手県・宮城県・福島県の18地域で9月まで、合計32回実施)

## ■宮城運輸支局業務支援状況

震災後に被災車両関係の登録手続きが集中し、業務が輻輳した支局においては、関係団体や行政書士会の協力と他局・他支局から派遣された職員の支援で乗り切った。



混雑する宮城運輸支局窓口 H23.3

特に宮城運輸支局においては、他局及び本省からの業務支援は平成23年4月～9月の6カ月にわたり、合計575人日（93名）もの多くの御支援をいただいた。

	北海道	北陸信越	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	本省	月別合計
H23.4	-	12	-	4	10	-	-	-	23	49
H23.5	24	20	-	14	20	4	4	10	2	98
H23.6	20	10	28	26	13	16	15	8	-	136
H23.7	10	18	20	19	22	10	9	12	-	120
H23.8	18	5	18	11	20	10	-	10	-	92
H23.9	7	10	10	10	20	10	10	3	0	80
局別合計	79	75	76	84	105	50	38	43	25	575

## ■福島第一原発警戒区域からの持出車両に対する有効期間延長措置



南相馬市における車検有効期間確認の様子  
H23.7.11

1. 実施回数		2. 車両数		3. 車検期間の延長手続きを実施した車両数	
実施月	回数	持出車両数	4,763台	普通車 382台、軽自動車541台	計923台
6月	4回	(うち、除染が必要であった車両は、43台)			
7月	8回	0持出できなかった車両数 175台			
8月	10回	(原因はエンジン不動、クラッチ固着等)			
9月	4回				
12月	15回				
4月	5回				
合計	46回				

福島第一原発警戒区域内の住民が避難時に持ち出せなかった車両について、平成23年6月1日より車両持出が行われることになったが、持出車両の一部に車検の切れた車両があると予測されたため、有効期間の延長措置を講じることとした。

原子力災害現地対策本部の要請により、警戒区域直近に設けられた中継基地で待機し、持ち出された車両の自動車検査証の有効期間を確認、車検が切れている車両について持出日から15日間の延長措置を行った。

## ■被災自動車の永久抹消登録及び自動車重量税還付申請の出張受付

自動車移動相談所（P48参照）を連日のように開催していたが、それでも被災した自動車ユーザーから運輸支局に対する被災自動車の抹消登録手続き等に関する電話相談が多数あり、その中で、避難所等で抹消登録手続きを行うことができるようにしてほしい、との要望が多く寄せられた。

このため、平成23年6月14日より職員が避難所等に赴き、被災自動車の永久抹消登録及び自動車重量税還付申請の受付を実施することとした。平成23年9月までに岩手県、宮城県、福島県の被災18地域で32回実施し、2023件の申請を受け付けた。

### 被災自動車登録手続出張受付

受付内容	岩手県	宮城県	福島県	合計
永久抹消	267件	631件	72件	970件
自動車重量税還付	271件	713件	69件	1,053件
総件数	538件	1,344件	141件	2,023件



七ヶ浜町役場での受付  
H23.6.14

### 出張受付のプレスリリース H23.6.8

《発表記者会：東北電力記者会》



東北電力プレスリリース

平成23年6月8日  
東北運輸局災害対策本部

#### 東日本大震災による被災自動車の 永久抹消登録・自動車重量税特例還付申請の出張受付について

東北運輸局では、東日本大震災において被災・流失した自動車の永久抹消登録及び自動車重量税特例還付申請について、特例として被災した地域に出張して受付を行います。

開催場所は、現時点で下記のとおりです。  
以降の予定は、順次、各自治体等の関係機関と調整し決定します。随時、東北運輸局及び各運輸支局ホームページにて更新する予定です。

宮城県	○ 日 時 平成23年6月14日(火) 10:00~15:00 ○ 場 所 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 (七ヶ浜町水道事業所)
福島県	○ 日 時 平成23年6月15日(水) 10:00~15:00 ○ 場 所 福島県相馬郡新地町谷地小屋字種田40-1 (新地町保健センター)

※特別行政相談所と同時開催

※特別行政相談所とは、東北行政評議局が被災者支援のため開設する相談所です。

登録自動車の申請にあたっては、別紙のとおり関係書類等が必要になりますが、被災自動車の永久抹消登録手続きについては特別措置を講じています。

軽自動車については、軽自動車検査協会が上記場所で相談・受付を行います。

なお、永久抹消登録・自動車重量税特例還付申請以外の手続き（代替車両の新規登録等）については、今回の出張受付の対象とはなりません。